⑺　本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示したＶＥ提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

　また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

⑻　専任の監理技術者の配置を義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑿　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⒀　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒁　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒂　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒃　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒄　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

⒅　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Shimoyasu Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Hirasuka area viaduct.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 20 July 2011.

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 26 September 2011 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 26 September 2011).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower―2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北千葉道路松崎集水路橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　千葉県成田市北須賀地先

⑷　工事内容

上り線：ＰＣ６径間連結プレテンションＴ桁橋＋ＰＣ単純コンポ桁橋＋ＰＣ５径間連結プレテンションＴ桁橋

橋長　Ｌ＝281m（130.3m＋38m＋112.7m）

支間長　Ｌ＝20.9m＋４@21m＋19.9m＋37m＋21m＋３@21.8m＋21.7m

幅員　8.25m

下り線：ＰＣ６径間連結プレテンションＴ桁橋＋ＰＣ単純コンポ桁橋＋ＰＣ６径間連結プレテンションＴ桁橋

橋長　Ｌ＝289m（126.1m＋38m＋124.9m）

支間長　Ｌ＝20.2m＋４@20.3m＋19.65m＋37m＋18.5m＋４@20.2m＋20.1m

幅員　8.25m＋3.5m

プレテンション桁製作工　232本

プレキャストセグメント製作工　７本

架設工　１式、支承工　１式、

床版・横組工　１式、橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年２月22日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　約1,500㎥

ＰＣ鋼材　約50ｔ、鉄筋　約200ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「プレキャストＴ桁の施工管理に係わる具体的な工夫」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑿、⒁～⒆　第１号１⑻～⑿、⒁～⒆に同じ

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は千葉国道事務所のホームページにより公表する。

2　競争参加資格

⑴、⑸、⑺、⑻、⑽　第１号２⑴①、⑤～⑧に同じ

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

②　橋梁形式が床版橋を除くＰＣ橋であること。

③　桁形式が連結桁のＰＣ橋であること。

ただし、上記①～③は同一工事であること。

　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記①、②の施工実績を有すること。ただし、上記①、②は同一工事であること。